

第35期 事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が続き、業種により業績の明暗が出ています。特にサービス業（飲食・旅行・宿泊など）は、営業時間制限や人の移動制限により甚大な影響を受け、経営の継続が懸念される状況となっています。

また、米中貿易摩擦が激化し世界経済への影響が今後も憂慮されます。

国際航空業界は、新型コロナウイルス感染症の影響により各国において国際旅客便の発着制限が継続され、国内外の航空会社は売り上げが激減し資金繰りが大変な状況であると伝えられています。

このような状況の中で当社の国際航空貨物の取扱状況は、国の補助金等を受け旅客便で貨物のみを運ぶチャーター便が昨年6月より運行され、北海道の活ホタテの輸出が12月には前年同月の取扱を上回るまでに回復しました。

当期の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月と5月の輸出入取扱量はそれぞれ280トン、287トンと取扱の主力であるホタテの輸出が激減し、8割超の減となる苦しいスタートになりました。

6月より旅客機による貨物チャーター便の運航が始まり、輸出入貨物取扱量は6月は7便で424トン、7月は18便で558トンと便数増により取扱量も増加しました。

その後も増え続け12月には55便で1,918トンと当年度の月別で最高の取扱量を記録しました。

当年度の合計は、便数340便、輸出入取扱量12,713トンとなり対前年比78.9%まで回復しました。

輸出量は11,500トンで前期比較180トンの減となり前期対比98.5%となりました。

輸出入合計では、12,713トンで前期比較3,409トンの減、前期対比78.9%となりました。

地域別取扱高は、輸出ではアジア地域が全体の96.9%を占め、次いでヨーロッパ地域2.2%、北米地域が0.8%、オセアニア他地域が0.1%となりました。

輸入量は1,212トンとなり、前期比較3,229トンの減となりました。輸入ではヨーロッパ地域48.1%、北米地域25.1%、アジア地域20.1%、オセアニアその地域が6.6%となりました。

今期の売上高は338,962千円、前期比較148,433千円の減、前期対比は69.5%となりました。

一方支出は、売上原価は341,987千円、売上総利益は前期比較104,363千円減の△3,024千円となりました。販売費及び一般管理費は、52,659千円となり、前期比較1,312千円の増となりました。

この結果、営業利益は△55,683千円となり前期比較105,675千円減となりました。営業外収益は、41,676千円で雇用調整助成金収入が41,250千円となり収益を押し上げました。

以上により経常利益は△14,006千円となりました。

特別損失は、固定資産除却損で215千円を計上しました。

そして法人税、住民税及び事業税の計上分275千円を計上した結果、当期純利益は△14,497千円となりました。

(2) 対処すべき課題

【北海道内7空港一体運営に向けての取り組み】

令和2年1月に7空港のターミナルビル事業の運営が開始され、6月からは各空港の空港運営が順次開始されています。

コロナ禍前は、毎年順調に取扱量を伸ばし、輸入上屋の新設や荷捌きエリア・駐車場の拡張など進めてきましたが、今後、雨や雪で輸出貨物を濡らさない対策を講じる荷捌きエリアの屋根掛けが必要な設備となります。これにより輸出貨物の品質確保と作業効率向上を図ることが可能となります。

当社は、7空港一体運営の中で唯一の国際貨物を取扱う会社であり、その使命役割には大きなものがあり7空港との航空ネットワークにより一層連携とその効果が図れるものと確信し、その役割を担っていきます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は19,035千円となり、その主なものは既存棟屋根塗装工事及び横断側溝改修工事です。

(4) 財産および損益状況の推移

期別	第32期	第33期	第34期	第35期
区分	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
売上高(千円)	467,335	640,702	487,396	338,962
経常利益(千円)	167,055	226,188	50,296	△14,006
当期純利益(千円)	125,283	156,181	17,166	△14,497
1株当たり 当期純利益(円)	6,264.17	7,809.09	860.46	△735.93
総資産(千円)	991,862	1,163,180	1,131,624	1,114,946
純資産(千円)	883,816	1,039,997	1,057,014	1,042,516

(5) 主要な事業内容

- ①貨物の取扱、荷役、保管及び運搬
- ②航空会社専用上屋における荷役等の請負
- ③航空機からの貨物の取り卸し、搭載及び運搬
- ④上屋、手倉、事務所及び国際貨物代理店棟などの賃貸並びに管理
- ⑤くん蒸施設の建設及び運営
- ⑥その他

(6) 主要な営業所等

本社 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
新千歳空港貨物事業部 千歳市平和1388番地7

(7) 従業員の状況(令和3年3月31日現在)

従業員数 38名(男子20名 女子12名 パート6名)

(8) 親会社との関係(令和3年3月31日現在)

社名 北海道エアポート株式会社
持ち株比率 100.0%

2. 株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000株
(2) 発行済株式の総数 19,700株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	議決権比率 (%)
北海道エアポート株式会社	19,700	100.0

3. 会社の役員に関する事項（令和3年3月31日現在）

取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当または主な職業	氏名
代表取締役社長	山本 貴之
専務取締役	矢澤 之敏
常務取締役（管理部長委嘱）	笠原 純一
監査役	栗林 和徳

- (注) 1. 取締役山本貴之は、令和3年3月31日臨時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役阿部直志は、令和3年3月31日に辞任いたしました。
3. 監査役栗林和徳は、社外監査役であります。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の氏名

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針及び運用状況は次のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本方針】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、企業倫理を尊重した行動をとるための規範となる基本指針を定め、周知徹底を図る。
 - ② 取締役の職務執行については、法令並びに監査役の監査方針に従い、監査役が監査を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款並びに文書管理規程等の諸規程に基づき適切に保存・管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 自然災害並びに事業活動に関わる様々なリスクについては、各担当部署にて、規則の制定、マニュアルの作成、研修の実施等を行う。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回以上定時に開催し、職務の執行に関わる重要事項について審議する。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社則、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ② 当該使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、当該使用人の人事等については、監査役の意見を尊重したうえで行い、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。
- ③ 監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識を深めるよう努める。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを負担する。

【内部統制システムの運用状況の概要】

- ① 当社は基本行動指針を制定し取締役及び使用人に配付し、行動規範の遵守を社内に周知しております。
- ② 取締役会は取締役 3 名で構成されております。監査役は取締役会の会社の意思決定を行う重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、会計監査人とともに連携することで、効率的な監査が行われるよう情報共有しております。
- ③ 当期は取締役会を 8 回開催し、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、職務の執行に関わる重要事項について審議・決議を行っております。
- ④ リスクマネジメント基本規程、危機管理基本規程を定めており、これに基づき自然災害並びに事業活動に関わる様々なリスクについて、各担当部署にて対応を整備しております。
- ⑤ 監査役が取締役会に出席することにより重要な情報を得るほか、監査役が代表取締役と定期的に会合を持ち監査上の重要課題等について意見交換するなど、監査役監査の実効性の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額ならびに株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他についても同様に表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和 3年 3月 31日 現在)

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【741,006】	【流動負債】	【40,065】
現金及び預金	6,600	未払金	5,327
関係会社短期貸付金	668,521	未払費用	18,699
売掛金	43,336	前受金	1,940
未収入金	6,318	未払法人税等	2,536
未収消費税等	8,884	賞与引当金	9,216
未収還付法人税等	7,381	その他	2,346
その他	1,027		
貸倒引当金	△1,065		
【固定資産】	【373,940】	【固定負債】	【32,365】
(有形固定資産)	(370,678)	退職給付引当金	32,365
建物	237,667		
構築物	113,705	負債の部合計	72,430
機械及び装置	10,668	純資産の部	
車両運搬具	4,235	【株主資本】	【1,042,516】
工具器具備品	4,401	【資本金】	【1,000,000】
(無形固定資産)	(746)	【利益剰余金】	【42,516】
電話加入権	581	(その他利益剰余金)	(42,516)
ソフトウェア	165	繰越利益剰余金	42,516
(投資その他の資産)	(2,515)		
投資有価証券	2,479	純資産の部合計	1,042,516
ゴルフ会員権	36		
資産の部合計	1,114,946	負債・純資産の部合計	1,114,946

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額
【売 上 高】	338,962
【売 上 原 価】	341,987
売 上 総 利 益	△ 3,024
【販売費及び一般管理費】	52,659
営 業 利 益	△ 55,683
【営業外収益】	41,676
受 取 利 息	7
受 取 配 当 金	1
助 成 金 収 入	41,250
雑 収 入	418
【営業外費用】	0
雑 損 失	0
経 常 利 益	△ 14,006
【特別損失】	215
固定資産除却損	215
税引前当期純利益	△ 14,222
法人税、住民税及び事業税	275
当 期 純 利 益	△ 14,497

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主 資本 合計	
		繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	1,000,000	57,014	57,014	1,057,014	1,057,014
当期変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
当期純利益		△ 14,497	△ 14,497	△ 14,497	△ 14,497
当期変動額合計	-	△ 14,497	△ 14,497	△ 14,497	△ 14,497
当期末残高	1,000,000	42,516	42,516	1,042,516	1,042,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用している。

無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づいて計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（自己都合要支給額）に基づいて計上している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、以下のとおりである。

(1) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当事業年度の計算書類に計上した金額

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により経営環境が著しく悪化していることから、減損の兆候があると判断し減損損失の計上の要否について検討を行っている。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上していない。

②重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産について単一のグループとしている。

減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。

また、当社の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、国際貨物取扱量及び国際線便数を主要な仮定として織り込んでいるが、当該仮定は新型コロナウイルス感染症の収束及び経済復興の時期について不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

売掛金	43,336千円
建物	175,110千円

上記の資産は、親会社である北海道エアポート㈱の金融機関からの借入金に対して担保提供している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

482,464千円

(3) 有形固定資産の取得原価から控除している圧縮記帳累計額

建物	21,885千円
機械及び装置	5,430千円

(4) 関係会社に対する金融債権

短期金銭債権	2,820千円
--------	---------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	13,212千円
営業取引以外の取引による取引高	9千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	19,700株
------	---------

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項なし

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項なし

(4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る株式の種類及び総数

該当事項なし

(5) 当該事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

該当事項なし

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,600	6,600	—
(2) 関係会社短期貸付金	668,521	668,521	—
(3) 売掛金	43,336	43,336	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 関係会社短期貸付金 (3) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株かつ将来キャッシュ・フローを式(貸借対照表計上額 2,479千円)は、市場価

格がなく、見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため

(4) 投資有価証券には含めていない。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
親会社	北海道エアポート㈱	被所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	624,620	関係会社 短期貸付金	668,521
				受取利息	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) 係るものであり取引金額は期中平均残高を記載している。また、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	52,919円61銭
1株当たり当期純利益	△735円93銭

10. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社は、国有財産使用許可に基づき国有地において、許可を得て倉庫施設等を設置して事業を行っている。土地の返還時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する土地の使用期間が明確でなく当該債務を合理的に見積もることができない。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

(注) 本注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率についても同様に表示している。

附属明細書（計算書類関係）

（第 35 期）

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

R3. 3. 31

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	243,144	7,800	145	13,131	237,667	328,515	566,183
	構築物	120,856	7,000	-	14,151	113,705	111,676	225,381
	機械及び装置	12,596	-	-	1,928	10,668	31,554	42,222
	車両運搬具	70	4,235	70	-	4,235	-	4,235
	工具器具備品	5,564	-	-	1,163	4,401	10,718	15,120
	計	382,232	19,035	215	30,373	370,678	482,464	853,142
無形 固定 資産	電話加入権	581	-	-	-	581	-	581
	ソフトウェア	329	-	-	164	165	1,989	2,154
	計	910	-	-	164	746	1,989	2,735

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	既存棟屋根塗装工事	6,950千円
構築物	横断側溝改修工事	7,000千円

2. 引当金の明細

R3.3.31

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	8,519	9,216	8,519	—	9,216
退 職 給 付 引 当 金	42,780	4,981	15,396	—	32,365

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日)

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	4,800	
給 与 手 当	16,798	
賞 与	1,968	
退 職 金	1,690	
賞 与 引 当 金 繰 入	697	
法 定 福 利 費	4,811	
福 利 厚 生 費	2,955	
水 道 光 熱 費	168	
租 税 公 課	5,918	
通 信 費	554	
消 耗 品 費	1,511	
新 聞 図 書 費	151	
交 際 接 待 費	85	
会 議 費	2	
調 査 研 究 費	3,449	
旅 費 交 通 費	115	
支 払 手 数 料	543	
諸 会 費	580	
業 務 委 託 費	4,367	
減 価 償 却 費	337	
貸 倒 引 当 金 繰 入	1,065	
雑 費	86	
合 計	52,659	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社
取締役会 御中

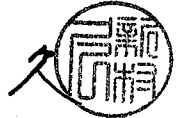
有限責任 あずさ監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

新村



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、札幌国際エアカーゴターミナル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社

監査役 栗林和徳

